

職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請

- 共用部分（休憩室、更衣室、喫煙室、食堂、トイレ等）を中心とする以下のような感染対策を行ってください。
 - ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
 - ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
 - ・ 会議室の換気を徹底する。会議の時間を短くするよう工夫する。
 - ・ 食事、着替え、喫煙などでマスクを着用していない時は、会話を控えるとともに、会話をする場合は、必ずマスクを着用することを徹底する。
 - ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースや喫煙スペースに入らないよう、休憩スペースや喫煙スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
 - ・ 屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
 - ・ 食堂などで飲食する場合は、利用時間をずらす、椅子を間引くなどにより、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、人数制限や利用時間をずらすことなどにより、できる限り身体的距離を確保できるように努め、会話を控えるとともに、食事中以外は必ずマスクを着用することを徹底する。
 - ・ こうした取組に加え、食堂や喫煙所、休憩・休息スペースにおいて密が発生しないよう配慮する。具体的には、十分な距離を確保できるよう、施設の態様に応じ、あらかじめ目標とする収容人数を定め、従業員に対し、掲示・各種連絡等で混雑時間帯の利用回避等を周知する、入場を制限する等により、目標とする収容人数を超えないよう努める。

- 当分の間、感染が拡大している地域への出張等は極力控えてください。どうしても避けられない場合には、基本的な感染防止策を徹底した上で、出発前検査の実施を検討してください。